

## 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館 食堂の経営者の募集に関する要項

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館の食堂を経営する事業者を募集します。

### 1 目的

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館は地域住民のふれあいと今治市の産業振興を図るため設置された施設です。設置目的に沿った経営を行う事業者を募集します。

### 2 募集期間

令和4年9月13日～令和4年11月30日

### 3 内容

名称 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館 食堂

位置 今治市朝倉下甲977番地7

面積 127.75㎡

※見学を希望される場合は、「8 問合せ先」にご連絡ください。



### 4 使用許可条件

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例及び施行規則に定めるとおりです。(別紙①②)

### 5 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り、応募することができます。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ・食堂の経営にあたり、法令により必要な許可・資格を取得していること。または取得の見込みがあること。
- ・会社更生法、民事再生法、破産法等の規定に基づき更生、再生又は破産の手続をしている法人若しくは個人でないこと。
- ・市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・暴力団又はその関係団体等でないこと。

### 6 応募手続

必要書類等を郵送しますので、「8 問合せ先」までご連絡ください。

### 7 食堂使用者の決定等

応募書類の確認を行い、今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会で使用者を決定します。

応募多数の場合は今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会にて選考を行います。

### 8 問合せ先

今治市役所 農林水産課 農業振興係 電話:0898-36-1542 (住所:今治市別宮町1丁目4番地1)

今治市役所 朝倉支所 住民サービス課 産業建設担当 電話:0898-56-2500 (住所:今治市朝倉北甲397)

○今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例

平成17年1月16日

条例第212号

(目的)

第1条 この条例は、地域住民のふれあいと今治市の産業振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、朝倉臼坂ふるさと交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 朝倉臼坂ふるさと交流館を次のとおり設置する。

名称 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館

位置 今治市朝倉下甲977番地7

(事業)

第3条 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館（以下「交流館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域特産品の開発、製造及び販売に関すること。
- (2) 食堂の経営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第4条 交流館で次に掲げる施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 特産品販売所
- (2) 食堂

2 特産品販売所の使用は、地域特産品を生産し、かつ、地域特産品の販売ができると認められるものを優先する。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるとき。

(使用の中止)

第6条 使用者がその使用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第5条各号又は前条に規定する行為を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、翌月の10日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の必要により許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
- (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設の使用が終わったとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

(審議会)

第13条 第4条第1項第1号に規定する特産品販売所の使用者の選考その他交流館の運営について必要な事項を審議するため、交流館に今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、5人以内とし、その委員は市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(過料)

第14条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の朝倉村臼坂ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例（平成15年朝倉村条例第15号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの使用許可に係る合併前の条例の規定による使用料については、なお合併前の条例の例による。

別表（第9条関係）

施設	使用料
特産品販売所	月額10万円以内で市長が別に定める額
食堂	月額20万円以内で市長が別に定める額

○今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例施行規則

平成17年 1月16日

規則第194号

改正 平成19年 3月30日規則第 6号

平成29年 3月29日規則第24号

令和元年10月 1日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例（平成17年今治市条例第212号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館（以下「交流館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年 1月 3日までの日

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 特産品販売所 午前9時から午後5時まで

(2) 食堂 午前9時から午後10時まで

(特産品販売所及び食堂の使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、特産品販売所及び食堂（以下「特産品販売所等」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝倉臼坂ふるさと交流館使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請期日の制限)

第5条 市長は、使用開始の日6月以前の申請については、受け付けないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるものについては、この限りでない。

(許可書の交付等)

第6条 市長は、特産品販売所等の使用を許可したときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用許可書（別記様式第1号）を申請者に交付する。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が特産品販売所等を使用しようとするときは、市の係員に前項の許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、特産品販売所等の使用を中止しようとするときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止届兼還付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届又は申請を許可したときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止・還付許可書（別記様式第2号）を使用者に交付する。

（使用料）

第7条 条例第9条の別表に規定する特産品販売所の月額使用料は2万1,000円とし、食堂の月額使用料は7万3,000円とする。

（使用料の減免の申請）

第8条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請時に朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免許可書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

（使用料の還付率）

第9条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。

(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100

(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100

(3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50

（商品の購入及び販売整理）

第10条 市長は、使用者に商品の購入及び販売した品物等について、必要な簿冊を備え付けて整理させなければならない。

（審議会の委員長及び副委員長）

第11条 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第12条 審議会の会議は、年1回の定例会及び臨時会とし、必要に応じ委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第13条 審議会の事務は、朝倉支所において処理する。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の朝倉村臼坂ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年朝倉村規則第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第24号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第44号）

この規則は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の使用に係るものについて適用する。